

# 《史料紹介》

## 原爆投下直後の在広陸軍部隊公文書 「船舶司令部作命綴」と「第五十九軍作命甲綴」

安藤 福平

はじめに

- 1 「船舶司令部作命綴」と「第五十九軍作命甲綴」
  - 2 「広島市戦災処理の概要」
  - 3 「船防作命」
  - 4 山陽作命甲第20号「第五十九軍命令」
  - 5 広島戦災処理と「戒厳令」
- 翻刻【船防作命第二号～船防作命第五十三号】

### はじめに

元陸軍船舶司令官・佐伯文郎の手記「広島市戦災処理の概要」は、原爆投下直後の広島において救援・復旧活動の中心となった陸軍船舶部隊(通称、暁部隊)の動向を記したものとして、広島原爆被災に関わるさまざまな歴史記述において、欠かすことのできない史料として使われてきた。しかし、その元史料である「第二総軍命令綴」は、その所在がわからなかったこともあり、顧みられることがなかった。

2013年11月、筆者は「ひろしま復興・平和構築研究事業」による広島の復興史編纂資料調査で、防衛研究所戦史研究センターを訪れた。防衛研究所戦史研究センターの資料は、『広島県史』原爆資料編(1972年刊)、同近代2(1981年刊)や『広島県戦災史』(1988年刊)の編纂過程で調査済みであったので、原爆被災に関しては、それ以上の資料は無いと観念していた。が、念のため、今ではインターネットで閲覧可能となっている戦史研究センター所蔵史料の目録を点検してみた。すると、なんと「船舶司令部作命綴」、「第五十九軍作命甲綴 昭和20.8.9～20.9.6」という表題の資料があるではないか。前者は原爆投下前のものかもしれないと思ったが、後者は年代表記から明らかに原爆投下後のものである。それ以外のいくつかの閲覧候補資料もリスト

アップしたうえで上京し、真っ先に「船舶司令部作命綴」を閲覧した。

まぎれもなく、それは「広島市戦災処理の概要」の元史料であった。幸か不幸か（幸いにも、というべきだが）、「広島市戦災処理の概要」との関連では、新しい事実は、この資料からは何も出てきそうになく、「広島市戦災処理の概要」にすべて書き尽くされているようであった。ただ、「広島市戦災処理の概要」は10年後に書かれた手記、対してこの資料は8月6日当日8時50分以後の軍の活動過程で作成された生の資料である。原爆投下直後の船舶部隊の活動に関する決定的な証拠を掴んだ瞬間であった。

本資料発見のきっかけとなった「ひろしま復興・平和構築研究事業報告書」<sup>1</sup>は、2014年3月に刊行された。紙幅が限られていたので、筆者は、「船舶司令部作命綴」のごく一部を史料として引用した。2014年6月には、広島県立文書館講演会において、おりから同館で公開された広島県知事・高野源進書簡の紹介とあわせ、「船舶司令部作命綴」を紹介した。「船舶司令部作命綴」、とくに船舶司令部が発した命令書の重要性は、マスコミの注目するところとなり、『中国新聞』は2015年1月3日付けの紙面で一面トップの扱いで報道した。これに続いて、共同通信が史料発見のニュースを全国配信し、『中日新聞』、『京都新聞』など1月7日付各紙で掲載された。2月9日には、NHKが朝のニュース番組「おはよう日本」で放送、ラジオでも放送した。

一方、「第五十九軍作命甲綴」はどうかというと、これまた、表紙をめくって最初に飛び込んできたのは、原爆攻撃により壊滅状態となった第59軍司令部が8月6日当日午後に発した救援依頼の命令であった。以下、原爆投下直後、陸軍の活動過程で作成された二つの資料について紹介したい。

また、これらの資料紹介に関わって、船舶司令官が原爆投下後の戦災処理を指揮したことの法的位置づけについて、「5 広島戦災処理と『戒厳令』」という項を設け考察する。

## 1 「船舶司令部作命綴」と「第五十九軍作命甲綴」

防衛研究所戦史研究センターが所蔵する「船舶司令部作命綴」と「第五十九軍作命甲綴」は、請求記号が「文庫 柚 152」と「文庫 柚 153」である。文庫「柚」は、厚生省で引揚援護行政に従事していた柚原久（元陸軍大佐、引揚援護局調査課史料調査官）にちなんだもので、厚生省援護局調査課が保管し

ていた資料群である<sup>2)</sup>。

まず、「船舶司令部作命綴」を見てみる。表紙には、中央に「船舶司令部作命綴」、左下に「防衛研修所戦史部」と記され、右下に「文庫 袖 152」と記されたラベル（請求記号）が貼付されている。この表紙は、防衛研修所戦史部が作成したものと理解できる。表紙をめくると、元の表紙（写真1）が見え、そこには中央に「作命綴」と墨書され、右肩に「軍事機密」と朱書されている。「作命綴」とは、「作命」（陸軍の各級部隊が発令する作戦命令<sup>3)</sup>）を綴じた簿冊であることから付けられた名称であろう。「作命綴」の左横に「(船舶)」とペン書きされ、右上端に「314」という数字が記されているが、この数字は、注2で紹介した「援護局保管史料目録」の「作命綴」の数字と一致する。「(船舶)」とメモしたのは、この綴の冒頭に船舶司令部の作命が綴られていることから、後に付されたものと推察する。



写真1

この綴には、整理者が作成したものと思われる1枚の資料カードが挿入されている。カードには、「類別」「番号」「名称」「筆者」「要旨」の欄があり、「名称」欄には「船舶等命令綴 自昭和20.8.6 至昭和20.10 28」（「等」の字は「船舶命令綴」という文字に挿入）、「筆者」欄には「船舶司令部 中国軍管区司令部」と記載され、他の欄は何も記されていない。この綴の冒頭に船舶司令部の命令が綴られていることから「船舶命令綴」としたものであると思われる。あるいは、表紙の記載（「作命綴」の左横に「(船舶)」と記載）に影響されたのかもしれない。しかし、この綴には船舶司令部の命令以外にも各種部隊の命令が綴られていることから、「船舶等命令綴」と直したのであろう。「筆者」という欄は、文書資料（レコードやアーカイブズ）を記述するには紛らわしい。現在なら「作成」などとすることであるが、図書館的資料整理法から自立していなかった当時を反映するものといえる。それはともかく、「筆

者」欄に「船舶司令部」とあるのは、冒頭に綴られている作命の「筆者」ということであろう。一方、「中国軍管区司令部」としたのは、綴られている文書の受領者、この綴の作成者を正しく推察した結果であろう。

この簿冊には、船舶司令部のほか各種部隊の作命が綴られている。多くの文書に共通する写しの送付先、報告先は、第2総軍および中国軍管区司令部である。そのため、この「作命綴」を見た佐伯は、「第二総軍命令綴」とみなしたのではないか。しかし、子細に点検すると、中国軍管区司令部（または第59軍司令部）作成の電信受信文書が綴られていることから、（後述する「中国軍」というメモ書きからも）この簿冊が中国軍管区司令部で作成されたことが分かる。したがって、簿冊の名称は「船舶司令部作命綴」でなく、「中国軍管区司令部作命綴」とするのが適当であろう。

綴られている文書の発信日付をみると、8月6日以前のもものが4通含まれているが、それらは、中国軍管区司令部が原爆投下以降に入手したものである。それ以外は、広島への原爆投下後の文書で、原爆被災への対応や本土決戦準備の状況が読み取れる。また、敗戦後や占領開始後の文書からは、終戦、復員や占領軍への対応状況が分かる。最後の文書は、10月28日付のものである。

つぎに、「第五十九軍作命甲綴」を見てみよう。表紙は、やはり防衛研修所戦史部が作成したものである。表紙をめくると、元の表紙（写真2）が見え、そこには中央に「山陽作命甲綴」と墨書され、右肩に「軍事機密」と朱書されている。右上端には、「柚315」との記載があり、数字は「援護局保管史料目録」の「山陽作命甲綴」に付与された数字と一致する。「山陽」は第59軍の通称である。作命は甲（作戦）、乙（情報）、丙（後方）丁（兵站）の別があり<sup>4)</sup>、「作命甲」は、作戦に関する命令ということになる。

「船舶司令部作命綴」の元の表紙と

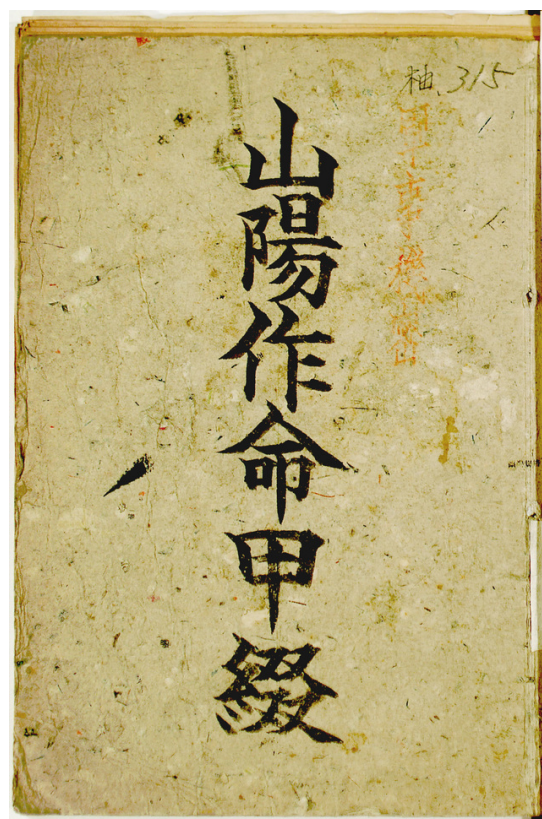


写真2

比べてみると、紙質・筆跡が似ている。中国軍管区司令部と第59軍は司令部が同一であるので、そこで同じ時期に作成された簿冊が類似していても不思議はない。決裁欄を比較しても同一の印やサインが確認できる。

綴られている文書は、8月6日の山陽作命甲第20号から9月5日の山陽作命甲第42号まで、一連の山陽作命甲号の文書であり、起案・決裁のため手書きされた文書と交付のため印刷された文書が綴じ込まれている。「船舶司令部作命綴」が、收受した作命（一部受領した電報を書き起こしたものを含む）を綴ったものであるのに対し、この簿冊は第59軍司令部が発した作命（甲）の起案・決裁文と控を綴ったものである。なお、山陽作命甲号の多くは、中国軍管区司令部と連名（文書番号は中国軍甲号）で出している。

## 2 「広島市戦災処理の概要」

「広島市戦災処理の概要」は、和文タイプ孔版印刷によるもので、複数部作成された。現在は防衛研究所戦史研究センターが3冊所蔵していることが確認できる。請求記号は「本土 中部 36」、「本土 中部 37」、「文庫 柚 288」である<sup>5)</sup>。

「広島市戦災処理の概要」は、『広島原爆戦災誌』（1971年刊）で紹介され、一般に広く知られるようになった。このとき広島市が入手した「広島市戦災処理の概要」のコピーは、現在、広島市公文書館で保管されているが、そのコピーには、「厚生省援護局調査課保管資料」であること、「昭和44年11月13日転写」されたものであることが記されていることから、厚生省から入手したものと見られる<sup>6)</sup>。

「広島市戦災処理の概要」は、元陸軍中将・船舶司令官・佐伯文郎が、昭和30年3月末、「巢鴨プリズン」に収監中に執筆したものである。原爆投下から10年経とうというこの時期に執筆したのは、まえがき（「前言」）に「広島市の戦災について記述せよとのことであつたので」とあるように、依頼されたからであつた。依頼の主は示されていないが、当時、援護行政を主管していた厚生省と関係していたとみるのが、妥当であろう。

執筆を依頼された佐伯は、船舶司令部残務処理部で整理した記録を各方面に渉り搜索したものの見当たらなかつた、という。執筆するにあたり、彼の指揮下にあつた船舶司令部の公文書を参照することができなかつたわけであ

る。代わりに、提供されたのが、つぎのような「第二総軍命令綴」である。

幸に第二総軍命令綴を提供して頂いた。これには戦災処理に関する総軍の命令は綴られてないが、船舶司令部より総軍に報告した命令の写が綴込まれてあった。これは戦災直后広島市の消化救難のため、船舶司令部から隷下部隊に命令したもので、各部隊の出動状況が判明した。この記録が信を措き得るもので、他は手記の一部を参考とし十年前の臆げな記憶を辿り取り纏め責を塞ぐこととした。

「広島市戦災処理の概要」執筆に依拠した資料が、「第二総軍命令綴」という軍の公文書であり、それ以外は「手記」と自身の「臆げな記憶」により執筆したことが述べられている。佐伯のいう「第二総軍命令綴」は、今回、筆者が防衛研究所戦史研究センターで閲覧した「船舶司令部作命綴」であった。以下で、そのことについて説明する。

### 3 「船防作命」

前述したように、「船舶司令部作命綴」の冒頭には、船舶司令部の作命が順に綴られている。8月6日午前8時50分に発せられた船防作命第1号に始まり、8月9日午前10時に発せられた船防作命第52号までが番号順に綴られている。ただし、34号、35号、36号はなく、船防作命第53号（8月9日12時）が、離れた箇所に綴られている。

まず、船防作命第1号「船舶命令」を見てみよう（写真3・4）。

【凡例】本稿での翻刻は以下のとおりとする。

- 漢字は原則として常用体を用いる。
- 読点は原文（縦書）のとおり「、」を用いる。
- 筆者が付した注記は、史料本文と区別するため〔 … 〕で示す。

〔 上端欄外〕 司令官 参謀長 高級参謀 〔 認印〕 主任参謀 参謀

〔 欄外・赤インク印〕〔 右端欄外〕  
極秘 中国軍

⑤ 船防作命第一号

船 船 命 令 八月六日〇八五〇  
 宇 品

一、本六日〇八一五敵機ノ爆撃ヲ受ケ各所ニ火災発生シ爆風ノ為被害相当アルモノト如シ

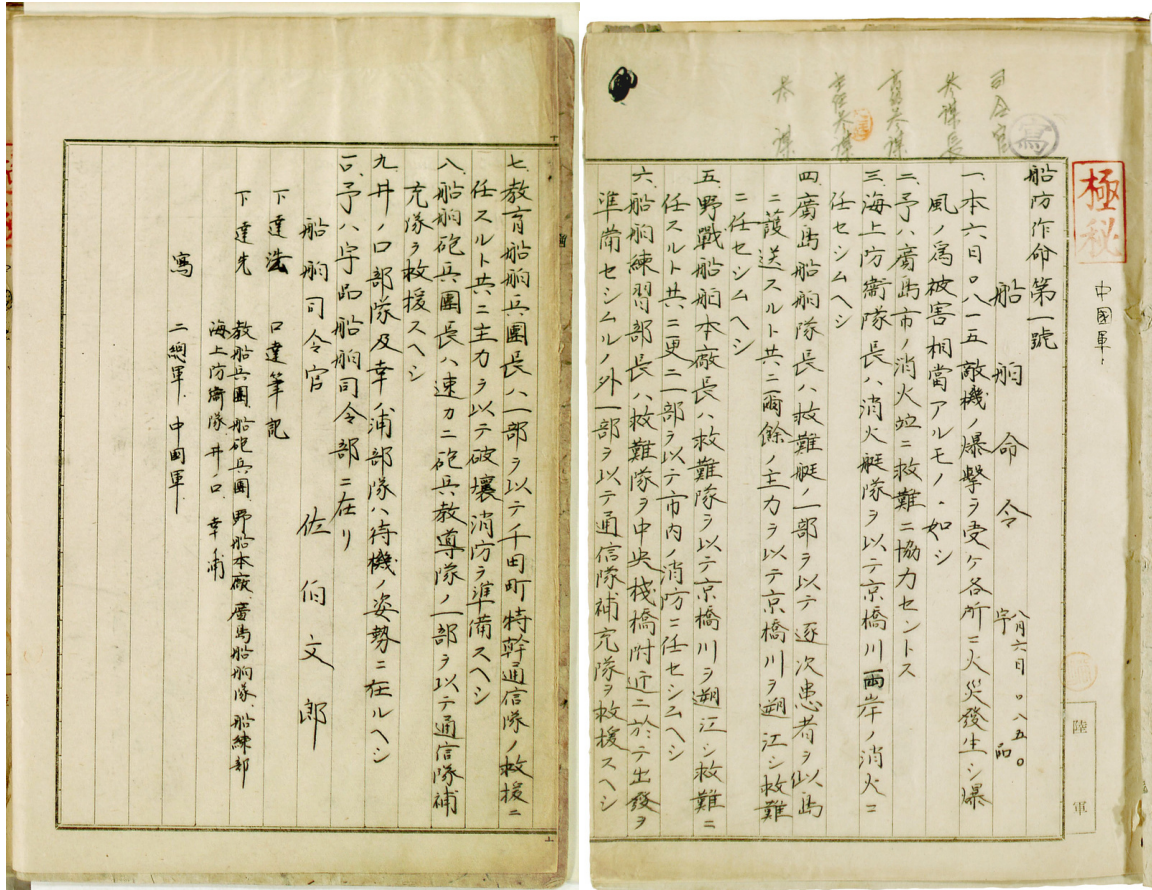


写真4

写真3

- 一、予八広島市ノ消火竝ニ救難ニ協力セントス
- 二、海上防衛隊長ハ消火艇隊ヲ以テ京橋川兩岸ノ消火ニ任セシムヘシ
- 三、広島船舶隊長ハ救難艇ノ一部ヲ以テ逐次患者ヲ似島ニ護送スルト共ニ爾余ノ主カヲ以テ京橋川ヲ遡江シ救難ニ任セシムヘシ
- 四、野戦船舶本廠長ハ救難隊ヲ以テ京橋川ヲ遡江シ救難ニ任スルト共ニ更ニ一部ヲ以テ市内ノ消防ニ任セシムヘシ
- 五、船舶練習部長ハ救難隊ヲ中央棧橋附近ニ於テ出発ヲ準備セシムルノ外一部ヲ以テ通信隊補充隊ヲ救援スヘシ
- 六、教育船舶兵團長ハ一部ヲ以テ千田町特幹通信隊ノ救援ニ任スルト共ニ主カヲ以テ破壊消防ヲ準備スヘシ
- 七、船舶砲兵團長ハ速カニ砲兵教導隊ノ一部ヲ以テ通信隊補充隊ヲ救援スヘシ
- 八、井ノ口部隊及幸ノ浦部隊ハ待機ノ姿勢ニ在ルヘシ
- 九、予八宇品船舶司令部ニ在リ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 教船兵団、船砲兵団、野船本廠、広島船舶隊、船練部、海上防衛隊、井ノ口、幸ノ浦  
写 二總軍、中国軍

この文書は船舶司令部において、手書きカーボンにより作成されている（右端欄外，上端欄外はペン書き）。複数部作成が可能であり，第2總軍と中国軍管区司令部に送付する写しのほか，下達先交付用にも作成されたものと思われる。右端欄外にペン書きで「中国軍」とあるのは，複数部作成したもののうち中国軍管区司令部あてというメモであろう。綴られている「船防作命」のほとんどに「中国軍」というメモが記されている。上端欄外は，中国軍管区司令部の決裁欄（供覧）であり<sup>7)</sup>，以上だけでも，「船舶司令部作命綴」は，中国軍管区司令部で綴られた簿冊であることが推察できる。

文書番号「船防作命第一号」の「船」は船舶司令部の一字を採ったものである。「防」は敵軍による空襲（攻撃）に対する防衛という意味で付けたものか，原爆攻撃という新事態に対応する作戦命令は，以後，「船防作命第 号」という形式で発せられる。

一方，「広島市戦災処理の概要」では，8月6日の冒頭記述があり，それに続いて，8時50分に発令された船防作命第1号に該当することがら，つぎのように記述されている。

八月六日

原爆直后、爆発の状況は全く不明であった。市内中心部の上空には入道雲が折り重って天に押し、実に凄惨な痛ましい状況を呈した。

総軍・中国軍管区司令部・県庁・市役所に連絡した処、通信不通で状況が不明であったが、市内に火災が起ったことは現実に認められた。

そのうちに火傷した患者が構内に、陸続と押しかけて来たので、上屋凱旋館に収容し、船舶軍医部が総がかりで応急手当をした。

今や一刻も忽せにし難い状態になったものと認められたので、午前八時五十分取敢えず、市内の消火並救難に対応処置をとると共に、患者を最も安全地帯たる似島検疫所に輸送することとした。

以下、当日の行動を時を逐うて概記するならば次の通りである。

八時五〇分

1. 海上防衛隊長に命じ、消火艇を以て京橋川兩岸を消火せしめた。
2. 広島船舶隊長に命じ、救難艇を以て逐次患者を似島に護送す



- ると共に、主力を以て京橋川を遡江、救難に任せしめた。
3. 野戦船舶本廠長に命じ、救難隊を以て京橋川を遡江、救難に任じ、一部を以て市内の消防に当らしめた。
  4. 船舶練習部長に命じ、救難隊を中央棧橋附近に出し、出発準備、一部は通信隊補充隊を救難せしめた。  
 註、船舶通信補充隊の特別幹部候補生部隊は、上半身裸体で体操実施中であつたので、全員火傷を受け重傷のものが多発した。兵舎の破壊は船舶部隊中、最も甚しかった。
  5. 教育船舶兵団長に命じ、一部を以て千田町特別幹部候補生通信隊の救難に任ずると共に主力を以て破壊消防を準備させた。
  6. 船舶砲兵団長に命じ、速に砲兵教導隊の一部を以て通信補充隊を救援せしめた。
  7. 幸浦・幸口〔幸ノ浦〕〔井口〕部隊は待機せしめた。

「広島市戦災処理の概要」と「船防作名」の関係は、ほぼこのようなものであり、一部は省略し、一部は記憶に基づき補足しながら、「船防作命」をなぞるように手記が書かれている。綴られている「船防作命」の最後は、8月9日12時の第53号であり、それを反映して、「広島市戦災処理の概要」では、8月9日以降の記述には個別の命令は記されていない。代わって、全体の概要を記するというスタイルになっているが、なんらかの資料に基づき、記憶を加味しながら執筆したものと思われる。

「船防作命」の2号から53号を末尾(239頁)に翻刻しておく。

#### 4 山陽作命甲第20号「第五十九軍命令」

つぎに、「第五十九軍作命甲綴」の最初の文書、山陽作命甲第20号「第五十九軍命令」を紹介する(写真5)。

{ 「陸軍」罫紙に手書き }

山本大尉松村閣下ヨリ受領セル命令 ⑧

山陽 二十  
第五十九軍作命甲第 号

第五十九軍命令 八月六日 一三、三〇  
牛 田

相当ノ被害アリ  
一、広島八本朝空襲ノ為大打撃ヲ受ケ処々ニ火災発生ス

- 二、<sup>〔総武兵団在〕</sup>原村部隊ハ速カニ広島ニ出動救援ニ任ズベシ  
三、食糧及医療材料等出来得ルダケ多数携行スベシ

〔赤鉛筆書き〕  
第五十九軍司令官代理申西貞喜

下達法

総武兵団連絡者山本大尉ヲシテ逡伝々達セシメタル后印刷交附

-----〔改丁、「陸軍」罫紙に手書き〕-----

松村閣下ヨリノ要請ノ書翰 ④

在広部隊官衙等空襲ノ為殆ンド破壊セラレ死傷多数発生ス  
広島ノ救援ハ一ニ貴部隊ノ努力ニ援ツモノ多シ 速カニ出来ルダケ多  
数兵力ノ出動ヲ望ム

昭和二十年八月六日 松村少将

総武第二七六九五部隊長  
" 第二七六九九部隊長 ) 殿  
岡山地区司令官

追而

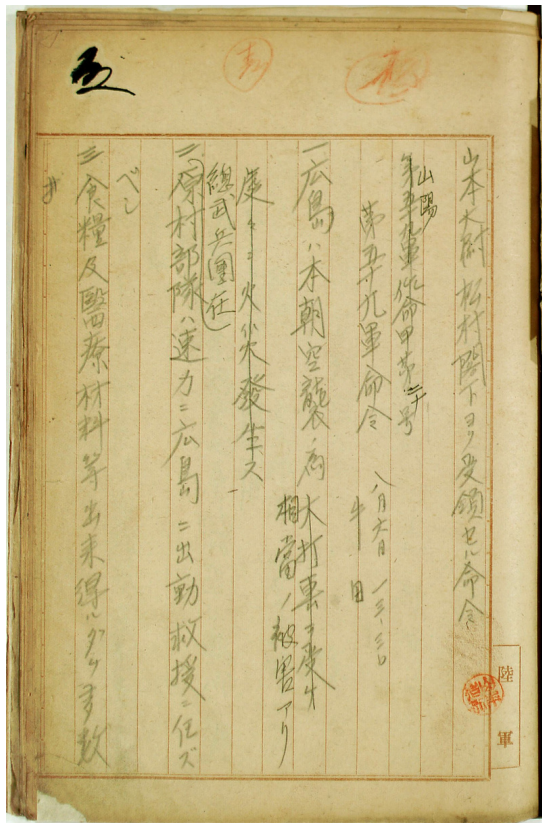
命令別命ス

備考

- 一、本件ハ山本大尉海田市駅ニテ岡山停車場司令部ノ花盛兵長ヲ呼出シ岡山地区司令官宛通話セシム
- 二、原村部隊ニ対シテハ電話連絡不能ノ為出頭シ命令ヲ口達セシム（六日一六、〇〇到着下達）
- 三、原村部隊ニ於テハ先遣隊ハ二〇、〇〇出動<sup>〔歩兵大隊長〕</sup>ノ指揮セル主力約八二二、〇〇各々出発貨車輸送ニヨリ二三、〇〇 七日四、〇〇<sup>〔ママ〕</sup>軍令ニヨリ船舶司令官ノ区署ニヨリ救援ヲ続行ス

第59軍司令部は、原爆により壊滅状態となり、司令官・藤井洋治は死亡した。そうしたなかで、8月6日13時30分に、司令官代理の名で、救援依頼の第59軍命令（山陽作命甲第20号）を発したことを、史料は示す。

生き残った参謀長・松村秀逸が、賀茂郡原村所在の総武兵団（第230師団）への連絡のため山本大尉を派遣した。命令は、山本大尉により「逡伝々達」し、後に印刷した命令書を交附するとある<sup>8)</sup>。下達先は示されていないが、付属文書の「松村閣下ヨリノ要請ノ書翰」は、総武第27695部隊長（歩兵第



321聯隊長)・総武第27699部隊長(輜重兵聯隊長)・岡山地区司令官が宛先となっていることから、この三者に発せられた命令といえる。

「備考」の記述により、命令の伝達およびその後の状況がわかる。すなわち、山本大尉は、海田市駅で岡山停車場司令部の花盛兵長を呼出し電話により岡山地区司令官宛命令を伝達した。原村部隊に対しては電話連絡不能の為出頭、16時に到着、命令を口達した。原村部隊の先遣隊は20時に出動、歩兵大隊長の指揮する主力は、22時に出発、貨車輸送により移動したことがわかる<sup>9)</sup>。

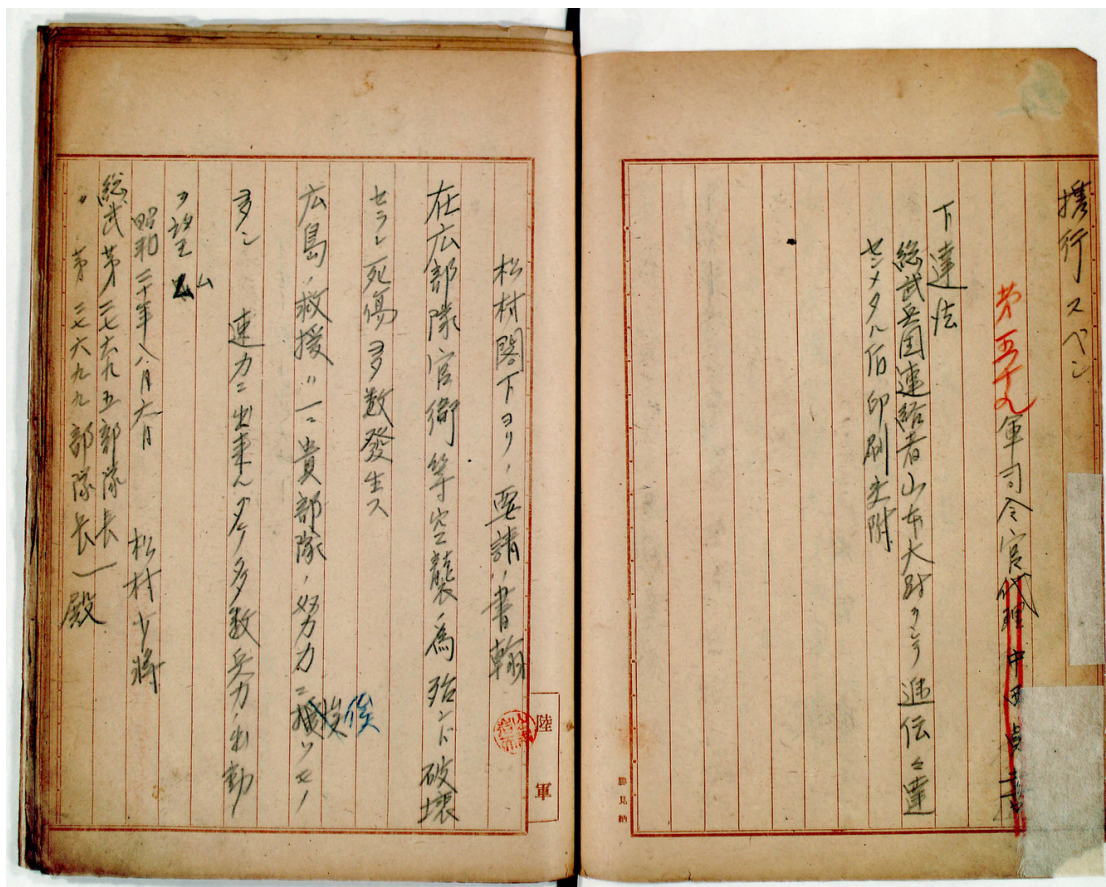


写真 5

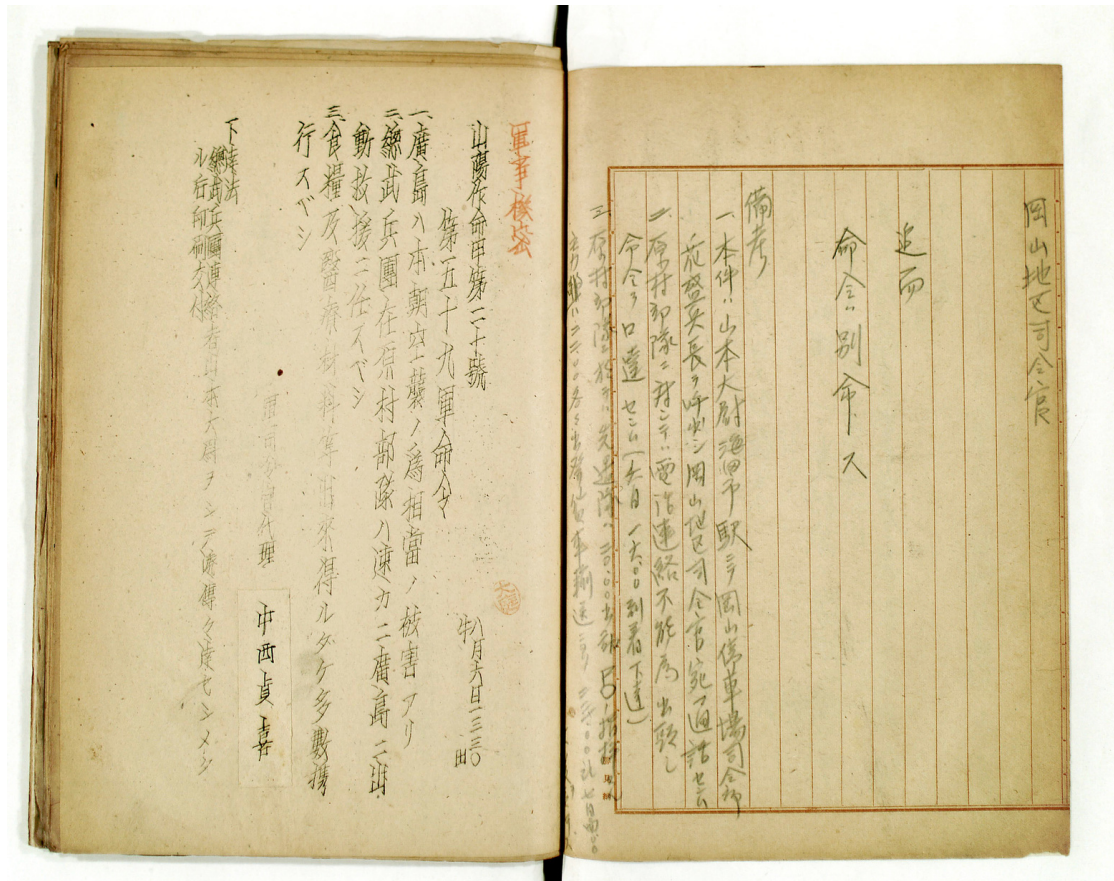


写真 5 (つづき)

文書の表題が「山本大尉松村閣下ヨリ受領セル命令」とあるように、この文書は、通常の起案・決裁文書ではない。松村参謀長から山本大尉に下された命令を筆記し、「松村閣下ヨリノ要請ノ書翰」を筆記し、その余白に、「備考」として、命令伝達の状況、命令伝達後の部隊の行動までもメモしており、少なくとも「備考」は事後に書かれたものである。用紙上端に決裁（閲覧）のサインがあるが、これも事後に施されたものであろう。

この山陽作命甲第20号を出した後、第59軍司令部が次の山陽作命甲第21号を出すのは、8月11日14時である。その間、作命甲号は出されていないことになる。広島戦災処理の権限を船舶司令官に委ねる状況が続き、体制を立て直すのに時間を要したことをうかがわせる。

## 5 広島戦災処理と「戒厳令」

原爆攻撃を受けた広島戦災処理は、軍主導で遂行された。その間の事情について、『広島県史』近代2には次のように記述されている。

六日午後二時ごろ、中国地方総監府の副総監は、二葉山の防空壕に退避した第二総軍司令部を訪れ、総監の死亡、県庁・市役所・警察機関の全滅を報告、事態收拾の軍への委任と罹災者の救援を要請した。これをうけた第二総軍は、独断で市内に戒厳令を施くことを決し、すでに救援活動の指揮をとっていた船舶司令官を広島警備担任司令官に任命した。夕刻近く、この命を受けた船舶司令官は在広の陸海軍・官公庁に連絡をとり、翌七日午前一〇時第二総軍司令部への各首脳の参集を求めた。こうして、警備・救護を目的とした軍政が、廃墟と化した広島市に樹立された。

原爆投下直後の広島に戒厳令が布かれたという説は、『広島県戦災史』にも引き継がれているが、一般に受け入れられているとは言い難い。この部分を執筆した宇吹暁氏によると、氏が「戒厳令」云々の根拠としたのは、1958（昭和33）年2月26日に開催された「原爆補備調査会議」における岡崎清三郎証言のメモ<sup>10)</sup>である。

#### 二総軍岡崎清三郎説明要旨

- 総軍は在広島において原爆後陸海軍指揮
- 総軍は戒厳令をしく、戒厳令は終戦後に及ぶ
- 海軍の救援を求む
- 中央より参謀、博士等来広

岡崎は、原爆投下時、第2総軍参謀長であり、その発言は重い。少なくとも第2総軍首脳部の意思がその辺にあったことを窺わせるものではある。

戒厳令（明治15年8月5日太政官布告第36号）第1条は、「戒厳令ハ戦時若クハ事变ニ際シ兵備ヲ以テ全国若クハ一地方ヲ警戒スルノ法トス」と規定し、戒厳を宣告する条件を第4条・第5条で規定している。そのうち第4条の「戦時ニ際シ鎮台営所要塞海軍港鎮守府海軍造船所等速カニ合圍若クハ攻撃ヲ受クル時ハ其地ノ司令官臨時戒厳ヲ宣告スル事ヲ得」という規定が、空襲等による攻撃でもその地の司令官に戒厳を宣告する権限を与えていると解釈した可能性は否定できない。ただ、戒厳を宣告したならば、そのことの上級官庁への上申、一般への周知がなされるはずであるが、その形跡はない。さらに、「戒厳ハ平定ノ後ト雖トモ解止ノ布告若クハ宣告ヲ受クルノ日迄ハ其効力ヲ有スル者トス」（第15条）とあるが、戒厳の解止は宣告されていない。

広島 of 戦災処理において、戒厳を宣告した形跡はないが、軍が官民機関を指揮下においたこと、終戦後もそれが継続したことは厳然たる事実であり、その法的根拠は明示されていない<sup>11)</sup>。戒厳宣告の有無ではなく、軍が官民機関を指揮下においたことをもって、「戒厳令をしく、戒厳令は終戦後に及ぶ」という岡崎の証言（会議メモ）となったと考えるのが妥当であろう。

なお、佐伯文郎船舶司令官による昭和天皇差遣の侍従への報告（9月3日付）では、「八月七日第二總軍司令官ヨリ在広諸部隊竝ニ逐次広島附近ニ到着スル陸軍部隊ヲ併セ指揮シ且警備ニ関シ在広機関ヲ区処シ速力ニ戦災処理ニ任スヘキ命令ヲ承ケ自ラ戦闘司令所ヲ広島市庁ニ推進シ地方總監府広島県庁広島市庁其ノ他軍官民渾然一体トナリテ戦災処理ニ任セリ」とし、「之ヲ要スルニ第二總軍司令官統一指揮ノ下在広軍官民渾然一体トナリ其總力ヲ挙ケテ戦災処理ニ邁進シ短期間ニ応急処理ヲ遂行シ得タルハ小職ノ欣幸トスルトコロナリ」と所感を記している。「在広軍官民渾然一体」「總力ヲ挙ケテ戦災処理ニ邁進」ということが強調されており、「戒厳令」への言及は見られない<sup>12)</sup>。

つぎに、軍主導の戦災処理、「警備・救護を目的とした軍政」の経緯を史料で確認してみよう。

8月6日午後2時ごろ、中国地方總監府の服部副總監が第2總軍を訪問、その要請を受けて、第2總軍は軍主導で戦災処理にあたることを決意、このころまでには船舶司令部との連絡も取れており、それを船舶司令官に委ねることになり、總軍命令が発せられた。「広島市戦災処理の概要」の次の記述がそれに該当するものと思われる。

船舶司令官としては、以上の如く自主的に措置する処があったが、夕刻近く、左記要旨の總軍命令を受けたので、之に基き、更に警備並戦災処理に関し、所要の措置をとることとした。

- 一、船舶司令官は、在広部隊並逐次広島附近に到着する陸軍部隊を併せ指揮し、速に戦災処理に任ずへし。  
戦災処置の為警備に関し在広機関を区処<sup>13)</sup>すべし。
- 二、中国地方總監・広島県知事及広島市長は、予め計画する処に従い、速に官民の救護給養並災害の復旧に任ずべし。  
広島近傍の警備に関し、船舶司令官の区処を受くべし。

ここでいう「總軍命令」は、「第二總軍命令」（二總作命甲号外第1号）と

思われる<sup>14)</sup>。この総軍命令を受けて、8月6日16時40分、船防作命第18号が出される<sup>15)</sup>。「予八広島地区ノ警備ヲ担任セントス」とし、警備担任地域を東地区・中地区・西地区に区分し、それぞれ教育船舶兵団長・船舶練習部長・野戦船舶本廠長に担任させたのである。翌8月7日午前10時、総軍司令部において開催された在広陸海軍、官衛長会議で、このことが確認される。すなわち、そこでの決定事項として、「今回ノ空襲ニヨリ指揮系統ヲ破壊セラレタルヲ以テ総軍ガ臨時指揮シ応急措置ヲ講ズルコトトス」とある<sup>16)</sup>。広島県知事は、後に「臨機ノ措置トシテ第二総軍司令官カ広島市ノ警備復旧ニ関シ広島県知事及広島市長在広島陸海軍ヲ区処スルコトニ決定 即日之力権限八船舶司令官ニ移譲サレ」と報告している<sup>17)</sup>。

第2 総軍司令部と船舶司令官の間では前日夕刻に決まっていたことが、会議で決定された、ということになる。もっとも、「第二総軍命令」(二総作命甲号外第1号)が見つからないので断定的なことはいえない。在広陸海軍、官衛長会議での決定を受けて、事前に準備していたことを正式決定したのかもしれない。その場合は、「第二総軍命令」(二総作命甲号外第1号)は、会議後発せられたということになる。

8月7日14時、「広島警備担任船舶司令官 佐伯文郎」の名で広警船作命第1号「広島警備命令」が発令された<sup>18)</sup>。

予八自今広島警備ノ担任ヲ命ゼラレ在広諸部隊並ニ逐次広島付近ニ到着スル陸軍部隊ヲ併セ指揮シ速ニ戦災復旧ヲ処理セントス戦災処理ノ為警備ニ関シ中国地方総監広島県知事及広島市長ヲ区処セシメラル

船舶司令官が在広・到着諸部隊を指揮下に置くとともに、総監府・県・市を指揮下におき、広島警備を担任することとなったのである。

戦災処理は、行政の役割であり、軍がこれに協力する場合にも、軍管区司令部・地区司令部が前面に出るところであるが、市内中心部に所在した官衛、陸軍諸部隊が壊滅状態となったため、船舶部隊が主導するほかなかった。それは、総監府・県側の要請でもあり、在広陸海軍・官衛長会議の合意でもあった。しかし、これは「臨機ノ措置」としてとられたもので、早急に常態への復帰が目指された。

8月8日の連絡会議では、「主要事項ヨリ逐次着手市民生活ノ復興ヲ図ル本期間八概ネ二十日乃至一ヶ月トシ順次総監府 県等ノ通常事務〔遂〕行

「二移行スル様希望」との方針説明があった<sup>19)</sup>。8月10日の「広島警備命令」（広警船作命第10号）では、「広島警備担任司令官ノ收容シアル患者ヲ逐次軍管区並ニ官民機関ニ移管ス」とある<sup>20)</sup>。さらに、8月12日の「広島警備命令」（広警船作命第23号）では、広島市役所内の戦闘司令所を撤収し船舶司令部に復帰する、代わって連絡所を設置し、広島地区司令部より連絡所長を差出すことを命じている<sup>21)</sup>。中国軍管区司令部・広島地区司令部という本来の指揮系統への復帰準備である。

このような段階を経て、8月15日、船舶司令官の広島地区警備の任が中国軍管区司令官に移譲されることになった。前述した佐伯文郎船舶司令官による昭和天皇差遣の侍従への報告では、「爾後負傷者初療ノ完成、水道復旧、電燈配線ノ復旧並交通路啓開作業ヲ実施シ八月十五日迄ニ概ネ之ヲ完了シ中国軍管区司令官着任ト共ニ第二總軍命令ニ拠リ八月十六日零時ヲ以テ戦災処理ノ任務ヲ中国軍管区司令官ニ移譲シ」とある<sup>22)</sup>。原爆投下直後の戦災処理が概成し、新たな中国軍管区司令官が着任したことから（谷寿夫が後任司令官に発令されたのは8月12日）、船舶司令官の広島地区警備の任が解かれた、としている。

このときの命令は、「第二總軍命令」（二總作命甲号外第2号）によるもので、「船舶司令官ハ二總作命甲号外第一号ニ依ル任務ヲ中国軍管区司令官ニ移譲スヘシ」、「中国軍管区司令官ハ前項船舶司令官ノ任務ヲ継承スヘシ、尚戦災処理ノ為ノ警備ニ関シ当分ノ間依然在広官民機関ヲ区処スヘシ」とされ、「中国地方總監、広島県知事及広島市長ハ警備ニ関シ中国軍管区司令官ノ区処ヲ受クヘシ」となった<sup>23)</sup>。

これを受けて、第59軍司令官・中国軍管区司令官により、山陽作命甲第27号・中国軍作命甲第26号「第五九軍命令・中国軍管区部隊命令」が発せられた。「第五十九軍作命甲綴」には、決裁用のものと、孔版印刷されたもの（控）が綴られているが、以下に後者の命令を掲載しておく。

「軍事機密」〔 赤鉛筆書き 〕

山陽作命甲第二七号  
中国軍作命甲第二六号

第五九軍命令	八月十五日二〇〇〇
中国軍管区部隊命令	広 島

一、予ハ現ニ船舶司令官ノ担任シアル広島警備ノ任ヲ継承シ別紙第一



ノ部隊ヲ併セ指揮シ速カニ戦災復旧ヲ処理セントス

戦災処理ノ為警備ニ関シ中国地方總監広島県知事及広島市長ヲ区  
処セシメラル

二、広島地区司令官ハ別紙第二ノ部隊ヲ併セ指揮シ広島市ノ警備復旧  
ニ任スヘシ

尚救護ニ関シ在広軍管区衛生機関ヲ区処スヘシ

三、中国憲兵隊司令官ハ現任務ヲ続行スヘシ

四、広島地区鉄道司令官ハ所要ニ応シ広島市戦災復旧ニ伴フ軍事輸送  
ヲ処理スヘシ

五、中国地方總監広島県知事広島市長ハ警察警防団等ヲシテ警備復旧  
ニ関シ広島地区司令官ノ区処ヲ受ケシムヘシ

六、軍管区兵器、經理、軍医、獣医部長ハ戦災処理ノ為広島地区司令  
官ノ業務ヲ援助スヘシ

七、細項ニ関シテハ參謀長ヲシテ指示セシム

第五十九軍司令官 谷 寿 夫  
中国軍管区司令官

下達法 口達後印刷交付

下達先 231D 225D 電45R 独電三中、建勤五一四中、中軍派遣救護班各班、  
中軍防疫部 一四四師野病、西軍派遣救護班各班、中軍自動車隊 建  
勤五百二中 船司、広地司、中憲司、広地鉄司、部内各部、広県、広  
市、中總、

報告(通報)先 二總 十五方面軍(十六方面軍)

----- [ 改丁 ] -----

別紙第一

第十五方面軍 派遣部隊  
中部軍管区

第二百三十一師団ノ歩兵大隊

(二カ)  
第二百二十五師団ノ工兵一中隊

電信第四十五聯隊ノ有線一中隊

無線一小隊

独立電気第三中隊ノ一小隊

建築勤務第五百十四中隊(一小隊欠)

救護班 六

防疫給水機関 一

第四百四十四師団野戦病院ノ半部

(隊欠)  
中部軍管区自動車ノ一ヶ分隊

西部軍管区派遣部隊

建築勤務第五百二中隊(一小隊欠)

救護班 二

船舶司令官ノ戦災復旧ノ為残置スル所要兵力

-----〔 改丁〕-----

別紙第二

第十五方面軍 派遣部隊  
中部軍管区

第二百三十一師団ノ歩兵一大隊

独立電気第三中隊ノ一小隊

第二百五十五師団ノ工兵二中隊

救護班 六

防疫給水機関

第百四十四師団ノ野戦病院 半部

船舶司令官ノ戦災復旧ノ為残置スル兵力

西部軍管区派遣部隊

救護班 二

-----〔 改丁〕-----

中国軍作命甲第二十六号ニ基ク参謀長指示

- 一、戦災復旧八軍官民ノ総力ヲ結集シ八月末迄ニ概成スルヲ目途トス
  - 二、戦災復旧処理ノ重点ハ救護水道交通通信網整備電燈施設ノ復旧及被爆地域内物資ノ戦力化ニ指向スルモノトス
  - 三、広島地区司令官ハ密ニ船舶司令官ト連絡シ警備担任ノ円滑ナル継承ニ万全ヲ期スルモノトス
  - 四、復旧処理部隊ノ軍紀風紀ノ緊縮ヲ図リ以テ官民特ニ罹災民ヲシテ信頼感謝ノ念ヲ起サシムルニ勉ムルモノトス 又部隊ノ宿営地ハ勉メテ作業地ニ近ク之ヲ求メ作業に任ズル部隊ハ朝夕ノ清涼時ヲ活用スル等作業能率指揮ニ関シ十分留意スルモノトス
- 司令部本部業務ニ任ズル部隊ノ日課ノ基準概ネ左ノ如シ

起床 ○五三〇

作業開始 ○七三〇(現地到着八〇七〇〇頃トス)

作業終了 一七〇〇

参謀長 松村秀逸

## 注

- 1) 『ひろしま復興・平和構築研究事業報告書 広島の復興経験を生かすために～廃墟からの再生』国際平和拠点ひろしま構想実行委員会(広島県・広島市)編集・発行, 2014年3月。  
URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/164444.pdf>
- 2) 本資料群の由来を物語る資料として, 「旧柚原史料目録」という資料がある(請求記号「文庫 柚 501」)。防衛庁戦史室(防衛研修所戦史部, 現防衛研究所戦史研究センターの前身)が厚生省から軍関係史料のリストを借用し, 部内職員にチェックさせるために作成した「援護局保管史料目録」と題する史料リストである。「本表は昭和39年2月13日 古橋1佐, 藤田2佐(随行田口事務官)が一復(現, 援護局)訪問打合後柚原久(38期)氏(史料調査専門官)より, 同局に於て取りあえず取まとめた史料目録を借用, 複製したものである。」とあり, 史料が列挙されている。そのなかには, 「作命綴」, 「山陽作命甲綴」も挙げられており, 前者には314, 後者には315の番号が振られている。本稿で紹介する二つの資料とみて間違いはない。
- 3) 原剛「陸海軍文書について」『戦史研究年報』第3号, 2000年3月。  
URL: <http://www.nids.go.jp/publication/senshi/pdf/200003/12.pdf>
- 4) 前掲原剛論文
- 5) 複製は広島県立文書館でも閲覧できる。請求記号P92-34-A127。
- 6) 防衛研究所所蔵のどれかと同一のものかどうか, 筆者は確認していない。
- 7) 「高級参謀」の箇所「大庭」という印が捺されている。「大庭」印は本稿で紹介する二つの簿冊に頻出する。しかし, 中国軍管区(または第五十九軍)司令部には該当する人物はいない。該当する大庭姓の将官は, 第一五方面軍(司令部・大阪)高級参謀の大庭小二郎しかいない(外山操編『陸海軍将官人事総覧 陸軍篇』芙蓉書房, 1981年)。大阪から応援にかけつけたものか。とすれば, 閲覧印は後日に捺されたことになる。
- 8) この簿冊には, 下達先・関係先配布用に孔版印刷された「山陽作名甲第二十号」も綴られており, 同じものが下達先に交付されたと思われる。原案の訂正箇所はそのとおりに直されているが, 発令者の官名をどうするか苦慮した跡が見られる。発令者の部分は, 「司令官」と印刷された文字の下に「中西貞喜」という文字を書いた紙が貼ってある。中西貞喜は当時, 第230師団長で(在岡山), 司令官死亡という事態下で, 後任の谷寿夫が発令されるまで第59軍司令官代理を務めた。
- 9) このとき先遣隊で出発した土橋慶治中尉の手記によれば, 「八本松駅まで行軍し, 午後八時, 暗黒のなかを汽車に乗りこんだ。汽車は速力鈍く, ようやく広島市郊外の向洋駅(?)に到着した。ここから行軍して広島市内に

入ったが、すでに七日の夜明けであった。夜のしらじら明けに見る市内の惨状は、想像を絶していた。」とある（『広島原爆戦災誌』第1巻、430頁）。

- 10) 厚生省所蔵，引揚援護局中国駐在所「原爆に関する調査資料綴」（昭和32年5月～昭和34年5月）
- 11) 参謀本部「戒厳の実施に関する研究」（防衛研究所戦史研究センター所蔵，文庫 袖 195）によれば，空襲時において，軍が適時適切に兵力を運用して戦災処理にあたるため，戒厳を宣告するということを想定していたようである。ただ，その場合も，「戒厳ノ宣告ト同時力夫レ以前ニ平時防衛ノ見地ヨリ計画セラレアル戦時警備ヲ下令スルヲ適当ト認ム」としている。陸海軍による戦時警備の実施に対応する法整備として，1944年8月，「総動員警備要綱」が閣議決定された。そこでは，「地方長官ハ緊急ノ必要ニ依リ……総動員警備ヲ実施スルコトヲ得」（第七条），「陸海軍ノ戦時警備ノ実施アリタルトキハ原則トシテ同時ニ総動員警備ヲ実施ス」（第十一条），「空襲時ニ於テ……軍隊ノ出動アリタルトキハ相互ニ緊密ナル連繫ヲ保持シ警備目的ノ達成ニ遺憾ナキヲ期ス」（第五十四条）とある（石川準吉『国家総動員史 資料編 第2』）。つまり，軍が戦時警備の実施に入れば，行政もそれと連動するとされているのである。行政が軍の指揮下に入るとまではいえないまでも，軍と「緊密ナル連繫ヲ保持」する法的根拠はある。
- 12) 宮内公文書館所蔵「侍従御差遣録 昭和20年」（10609）
- 13) 「区処」という用語は，本史料紹介で頻出する重要タームである。「指揮下に置く」というような意味で，とくに，常態では指揮命令系統にない集団を指揮する場合に用いられる。「在広機関を区処すべし」とは，在広機関を指揮下に置け」という意味である。
- 14) 8月15日付「第二総軍命令」（二総作命甲号外第2号）に，「船舶司令官ハ二総作命甲号外第一号ニ依ル任務ヲ中国軍管区司令官ニ移譲スヘシ」とある。
- 15) 船防作命第16号から19号は，文書番号と時刻が前後しており，16号（16:40），17号（16:50），18号（16:40），19号（16:00）となっている。
- 16) 広島県「戦災記録」『広島県史』原爆資料編，100頁
- 17) 広島県知事「八月六日広島市空襲被害並ニ対策措置ニ関スル件（詳報）」（防第90号）『広島県史』原爆資料編，144頁
- 18) 広島県「戦災記録」『広島県史』原爆資料編，102頁。「広島警備担任船舶司令官」名による「広島警備命令」は，広警船作命第1号のほか，第10号（8月10日1400・広島市庁ニテ），第23号（8月12日1600・広島市庁戦闘司令所）が，広島県「戦災記録」に記された写しにより確認できる（『広島県史』原爆資料編，118頁，127頁）。現物は見つかっていない。8月7日に出された「広島市民ニ告グ」と題する布告は，「広島警備担任司令官 船舶司令官」の名で出されている（広島平和記念資料館所蔵「船舶司令官の布告文」）

[http://a-bombdb.pcf.city.hiroshima.jp/pdbj/detail.do?data\\_id=59116](http://a-bombdb.pcf.city.hiroshima.jp/pdbj/detail.do?data_id=59116) )  
このほか、広警船作命第10号や船防作命第52号(8月9日10時)などにも「広島警備担任司令官」の字句が登場することから、船舶司令官は、警備・救難に任ずる立場としては、「広島警備担任船舶司令官」、「広島警備担任司令官」を名乗ったことは間違いない。『広島県史』(近代2)やそのもとになったと思われる『広島原爆戦災誌』に記述されているように、広島警備担任司令官に「任命された」確たる証拠は、筆者には不明だが、船舶司令官が広島警備に任ずるのはあまりにもそぐわないので、任務にふさわしい名を名乗った、ということであろうか。「警備担任司令官」という名称は「戦時警備」という認識に基づいたものと推察する。

19) 同上, 105頁

20) 同上, 118頁。前掲「戒厳の実施に関する研究」には、戒厳を宣告して国務(行政事務・司法事務)を軍が管掌することの得失について、「現時局乗切りノミニテモ手一杯ノ軍力之ヲ全部取込ムコトハ」軍事業務遂行を低下させるだけでなく、「管掌セル国務ノ運営其ノモノモ十全ナラシメ得ヌ却テ能率ヲ阻害スルノ虞アリ」としている。参謀本部がこのような検討を行っていたことと関係あるかどうかはともかく、現地、現場における軍首脳部も、常態への復帰を急いだのは当然といえる。

21) 同上, 127頁

22) 前掲「侍従御差遣録 昭和20年」

23) 防衛研究所戦史研究センター所蔵「第二総軍命令等 昭和二〇・八・九～二〇・一〇・一〇」(柚/313)。複製は広島県立文書館でも閲覧できる(請求記号P92-34-C135)。広島県「戦災記録」に命令の写しがある(『広島県史』原爆資料編, 134頁)。

翻刻【船防作命第二号～船防作命第五十三号】

【凡例】

- 罫紙欄外にある書き込み，及び「極秘」「写」等の印は省略した。
- それ以外は，223頁の凡例と同じ。

船防作命第二号

船舶命令 八月六日〇九三〇  
宇 品

- 一、元安川東岸地区ニ於テ一部火災発生シアルモノノ如シ
- 二、海上防衛隊長ハ消火艇二隻ヲシテ元安川ヲ遡江シ赤十字病院附近ノ消火ニ任ゼシムベシ
- 三、船舶練習部長ハ救難艇三隻ヲシテ元安川ヲ遡江シ救難ニ任ゼシムベシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 船舶練習部、海上防衛隊

写 二總、中軍

船防作命第三号

船舶命令 八月六日一〇〇〇  
宇 品

- 一、第二總軍司令部及其附近ノ被害相当大ナルモノノ如シ
- 二、船舶衛生隊長ハ救護班一ヲ第二總軍司令部ニ派遣シ救護ニ任セシムヘシ
- 三、堀尾参謀ハ第二總軍司令部ニ至リ業務連絡ニ任スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 堀尾参謀、船衛隊

写 二總軍、中国軍

船防作命第四号

船舶命令 八月六日一〇四〇  
宇 品

- 一、広島市ノ火災ハ逐次京橋川西岸ニ延焼シ死傷者続出シツ、アルモノ、如シ
  - 二、船舶衛生隊長ハ傷者ノ救護ニ任スヘシ
  - 三、船舶練習部長ハ救護班ヲシテ船舶衛生隊長ノ区処ヲ受ケシムヘシ
  - 四、広島船舶隊長ハ所要ノ船艇ヲ以テ傷者ノ似ノ島ニ対スル輸送ニ任スヘシ
  - 五、野戦船舶本廠長ハ速カニ約百名ヲ専売局附近ニ派遣シ破壊消防ニ任セシムルト共ニ主カヲ以テ破壊消防ヲ準備セシムヘシ
- 又機付舢舨四隻ヲ元安川大橋附近ニ出シ救難ニ任セシムヘシ

六、細部二関シテハ参謀長ヲシテ指示セシム

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 船練、船衛、広船隊、野本廠

写 二總、中軍

船防作命第五号

船舶命令 八月六日一一一五  
宇 品

- 一、船舶通信隊補充隊ノ被害大ナルモノノ如ク船舶練習部長ハ之カ救援ニ任シツ  
、アリ
- 二、予ハ速カニ船舶通信隊補充隊ノ救援ヲ強化セントス
- 三、野戦船舶本廠長ハ約二百名ヲ船舶通信隊補充隊ニ派遣シ之カ救援ニ任セシム  
ヘシ 救援作業ニ関シ教育船舶兵団長ノ区処ヲ承ケシムヘシ  
又平常業務及教育ヲ中止シ救難及破壊消防ノタメ為シウル限リノ部隊ヲ編成  
シ宇品ニ待機セシムヘシ
- 四、船舶砲兵団長ハ船舶砲兵団衛生隊主力ヲ以テ船舶通信隊補充隊ニ派遣シ救護ニ  
任セシムヘシ  
救護ニ関シ教育船舶兵団長ノ区処ヲ承ケシムヘシ
- 五、教育船舶兵団長ハ前号各部隊ヲ区処シ船舶通信隊補充隊ヲ救援スヘシ
- 六、鈴木参謀ヲ船舶通信隊補充隊ニ派遣ス

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 教船兵団、船舶砲兵団、野船本廠、鈴木参謀

写 二總軍、中国軍

船防作命第六号

船舶命令 八月六日一一三三  
宇 品

- 一、船舶練習部長ハ第十教育隊ノ約百名ヲ似島ニ派遣シ救護ニ関シ船舶衛生隊長  
ノ区処ヲ承ケシムヘシ
- 二、船舶衛生隊長ハ前号部隊ヲ以テ救護ヲ強化スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 要旨電話後口達筆記

下達先 船練部、十教隊、船舶衛隊

写 二總軍、中国軍

船防作命第七号

船舶命令 八月六日一二〇〇  
宇 品

- 一、比治山北側地区ノ火災ハ逐次拡大シアルモノ、如シ
- 二、海上防衛隊長ハ消防艇隊ノ一部ヲシテ猿猴川ヲ遡江シ比治山北側地区ノ消火ニ任セシムベシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 海上防護隊

写 二總軍、中国軍

#### 船防作命第八号

船舶命令 八月六日一三一〇  
宇 品

- 一、南大橋北側元安川東岸地区ノ火災ハ猶延焼中ニシテ死傷者相当ノ見込ナリ
- 二、面高大尉ハ左記部隊ヲ指揮シ南大橋附近ニ前進シ破壊消防竝ニ救難ニ任スヘシ  
左記

防空勤務中隊 栗原大尉以下二十五名

野戦船舶本廠 小倉少尉以下百十名

第十教育隊救護班 内田軍医中尉以下十名

- 三、野戦船舶本廠長、船舶練習部長、海上防衛隊長ハ夫々第二項部隊ヲシテ面高大尉ノ指揮ヲ承ケシムヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 面高大尉、野船本廠、練習部、陸上防衛隊

写 二總軍、中国軍

#### 船防作命第九号

船舶命令 八月六日一三二〇  
宇 品

- 一、船舶衛生隊長ハ船舶防疫部長ヲシテ宇品地区ノ防疫給水ニ任セシムヘシ
- 二、広島船舶隊長ハ幸ノ浦ヨリ衛生濾水機一ヲ宇品中央棧橋ニ輸送スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 広島船舶隊、船衛隊

写 二總軍、中国軍

#### 船防作命第一〇号

船舶命令 八月六日一三二五  
宇 品

- 一、呉海軍鎮守府ヨリ呉海兵団救援隊井町少尉以下七十三名ヲ派遣シ予ノ区処ヲ



承ケシメラル

二、井町少尉八救援隊ヲ指揮シ鷹野橋附近ニ至リ救援ニ任スヘシ

三、土肥中尉八右部隊ノ誘導ニ任スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 土肥中尉、井町少尉

写 呉鎮、二總軍、中国軍

船防作命第十一号

船舶命令 八月六日一三三〇  
宇 品

一、船舶司令部八電報班ヲ除キ業務ヲ停止シ救護救難ニ任スヘシ

二、細部ニ関シテハ參謀長ヲシテ指示セシム

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 部内各部

写 二總軍、中国軍

船防作命第十二号

船舶命令 八月六日一三五二  
宇 品

一、野戦船舶本廠長八福星丸及交通船二隻ヲ中央棧橋ニ差出シ似島ニ対スル患者  
輸送ニ任セシムヘシ

又差出可能船艇ヲ中央棧橋ニ集合セシムヘシ

二、船舶練習部長八差出可能船艇ヲ中央棧橋ニ集合セシムヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 野船本廠、練習部

写 二總軍、中国軍

船防作命第十三号

船舶命令 八月六日一四〇〇  
宇 品

一、十四時迄ニ船舶司令部ニ收容セル市民死傷者八千三百名ニ達セリ

二、野戦船舶本廠長八自今患者ノ收容ニ任スヘシ

又船防作命第十二号ニ拘ラス中央棧橋ヨリノ船艇ニヨル患者輸送ニ任スヘシ

三、船舶練習部長八一五〇〇以降患者收容ヲ準備スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 野戦本廠、練習部  
写 二總軍、中国軍

船防作命第十四号

船舶命令 八月六日一四五五  
宇 品

一、気象教育隊長八約百名ヲ直チニ船舶司令部ニ差出シ其ノ五十名ヲ宇品憲兵分隊長ノ指揮下ニ入ラシムルト共ニ爾余ノ五十名ヲ船舶司令部ニ於テ待機セシムヘシ

二、船舶練習部長八約六〇名ヲ一七〇〇迄ニ船舶司令部ニ差出スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 練習部、気教

写 二總軍、中国軍

船防作命第十五号

船舶命令 八月六日一六〇〇  
宇 品

野戦船舶本廠長八岩瀧軍曹以下四六名ヲ比治山橋附近ニ派遣シ宇品憲兵分隊長ノ区処ヲ承ケ、傷者ノ収容ニ任セシムヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 野船本廠

写 二總軍、中国軍

船防作命第十六号

船舶命令 八月六日一六四〇  
宇 品

船舶練習部長八第十教育隊ノ約三百二十名ヲシテ面高大尉ノ指揮ヲ以テ南大橋、明治橋、住吉橋附近ノ救難ニ任セシムヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 練習部

写 二總軍、中国軍

船防作命第十七号

船舶命令 八月六日一六五〇  
宇 品

一、船舶倉庫長八罹災者約一万名分ノ衣糧需品ヲ準備シ広島市ニ交付スヘシ又兵三〇名ヲ補助憲兵トシテ廿日市憲兵隊長ノ指揮ヲ承ケシムヘシ

二、細部ニ関シテハ經理部長ヲシテ指示セシム

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

写 二總軍、中国軍

船防作命第十七号ニ基ク經理部長指示

- 一、乾パン、被服、蜜柑瓶詰ノ交付ニ当リテハ己斐宇品ノ両方面ヨリ逐次都心部ニ及フ如クスルモノトシ不取敢左ノ通予想ス

左 記

	乾パン	作業衣袴	蜜柑瓶詰(患者用)
己斐	約三〇〇〇	一五〇〇	二〇〇〇
宇品	" 六六〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇

但シ乾パンノ宇品方面ヨリノ交付ニ当リテハ向宇品管理部保管品ヲ充当シ爾後補填スルモノトス

- 二、分配ニ関シテハ推進積極的ニ市側ヲ援助スルモノトス

船舶經理部長 前野長一

船防作命第一八号

船舶命令 八月六日一六四〇  
宇 品

- 一、予ハ広島地区ノ警備ヲ担任セントス  
 二、教育船舶兵団長、船舶練習部長及野戦船舶本廠長ハ別紙区分ニ基キ即刻広島地区ノ警備ヲ担任スヘシ  
 三、船舶砲兵団長ハ広島ノ警備ニ関シ教育船舶兵団長ノ指揮ヲ承クヘシ  
 四、海上防衛隊長ハ前任務ヲ続行スヘシ  
 五、細部ニ関シテハ參謀長ヲシテ指示セシム  
 六、予ハ宇品ニ在リ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 教船兵団、船砲兵団、野船本廠、船練部、海上防衛隊

写 二總軍、中国軍

船防作命第一八号ニ基ク參謀長指示

- 一、警備ノ重点ハ第二總軍司令部、中国軍管区司令部、中国總監府、広島県庁、広島市役所、広島駅及主要交通路上ノ要点トス  
 二、警備ニ方リテハ特ニ左記事項ニ留意スルモノトス

- 1、先ツ警備重点附近ノ傷病者難民ノ処置ヲ完了ス
- 2、次テ成ル可ク速カニ主要骨幹交通路ヲ啓開シ交通ヲ維持ス
- 3、流言蜚語ヲ防止シ民心ヲ安定ナラシム
- 4、警備ハ即刻開始シ現在ノ任務ヲ達成シタル後逐次部署ヲ変更シテ八月七日一二〇〇迄ニ新配備ニ移行スル如ク努ムルモノトス

昭和二十年八月六日

船舶参謀長 馬場英夫

船防作命第一九号

船舶命令 八月六日一六〇〇  
宇 品

- 一、李鍋公殿下御出勤途中御所在不明ノ報ニ接シ直チニ搜索ノ処置ヲ講セントス
- 二、船舶練習部長及船舶砲兵団長ハ直チニ夫々将校以下十名ノ斥候ヲ編成シ船舶司令部防衛指揮所ニ差出スヘシ
- 三、細部ニ関シテハ参謀長ヲシテ指示セシム

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 練習部、砲兵団

写 二總、中国軍

船防作命第二〇号

船舶命令 八月六日一八〇〇  
宇 品

- 一、野戦船舶本廠長ハ女子筆生約百名ヲ似島ニ差出シ船舶衛生隊長ノ区処ヲ受ケシムヘシ
- 二、船舶衛生隊長ハ前号部隊ヲ以テ救護ヲ強化スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 野船本廠、船衛隊

写 二總軍、中国軍

船防作命第二十一号

船舶命令 八月六日一八〇〇  
宇 品

- 暗号教育隊長ハ警備要員トシテ将校ノ指揮スル兵力五〇名ヲ六日一九〇〇船舶司令部ニ差出スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 暗教

写 二總軍、中国軍

船防作命第二二号

船舶命令 八月六日一九〇〇  
宇 品

暗号教育隊久保田見習士官以下五十一名八宇品地区陸上防衛隊長ノ指揮下ニ入ル  
ヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 陸上防衛隊、久保田見習士官

写 二総、中国軍

船防作命第二十三号

船舶命令 八月六日二〇四〇  
宇 品

- 一、各傷者收容所八満員トナリ收容余力殆ト皆無ナリ
- 二、教育船舶兵団長船舶練習部長野戦船舶本廠長八各警備担任地域ニ於ケル応急  
救護ヲ実施スヘシ
- 三、野戦船舶本廠長八応急救護用薬用油（大豆油又ハゴマ油）ヲ教育船舶兵団長船  
舶練習部長ニ各五本宛交付スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 兵団、練習部、本廠

写 二総、中国軍

船防作命第二十四号

船舶命令 八月六日二〇四〇  
宇 品

- 一、海上防衛隊長八其ノ保管セル機帆船及曳船ニヨリ左記ノ通患者ノ輸送ニ任ス  
ヘシ
- 二、整備教育隊長八前項患者ノ收容ニ協カスヘシ

左 記

收容所	人員	起点	揚陸点
横浜国民学校	四〇〇名	中央棧橋	整備教育隊ト
〃 説教所	二〇〇名	〃	直接連絡スルモ
坂 国民学校	二〇〇名	〃	ノトス
整教五中隊	二〇〇名	〃	鯛尾棧橋

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記  
下達先 海防、整教、船練、本廠  
写 二總、中国軍

船防作命第二五号

船舶命令 八月六日二一〇〇  
宇 品

- 一、気象教育隊長八船司二待機中ノ人員（五十名）中ヨリ十名ヲ宇品地区海上防衛隊長ノ指揮下ニ入ラシムヘシ
- 二、海上防衛隊長八前項部隊ヲ以テ救護ヲ強化スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記  
下達先 気教、海防  
写 二總軍、中国軍

船防作命第二六号

船舶命令 八月六日二一、三〇  
宇 品

- 一、広島市ノ火災八逐次鎮火シツ、アルモ元安川及太田川（本川）流域附近（県庁附近ト推定）ノ火勢逐次大トナリツ、アリ
- 二、海上防衛隊長八消火艇主力ヲ以テ之カ消火ニ任セシムヘシ
- 三、教育船舶兵団長、船舶練習部長、野戦船舶本廠長八各警備担任地域ノ現状ヲ速カニ報告スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記  
下達先 海上防衛隊、野船本廠、練習部  
写 二總軍、中国軍

船防作命第二七号

船舶命令 八月七日〇〇二五  
宇 品

- 一、予八広島市ノ救援ヲ更ニ強化セントス
- 二、教育船舶兵団長八船舶工兵第六聯隊補充隊特設船舶工兵第五十二聯隊竝ニ船舶通信隊補充隊三原分屯隊ノ主力（衛生部員八悉皆）ヲ速カニ宇品ニ前進セシメ予ノ直轄タラシムヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記  
下達先 教船兵団  
写 二總、中国軍

船防作命第二八号

船舶命令 八月七日〇二三〇  
宇 品

中地区防衛隊長八將校ノ指揮スル「ガソリンポンプ」一ヲ直チニ電鉄前停留所ニ差  
出シ船舶練習部長ノ指揮下ニ入ラシムヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 中防、船練

写 二總、中国軍

船防作命第二九号

船舶命令 八月七日〇六〇〇  
宇 品

中地区防衛隊長八所要ノ兵力ヲ以テ船舶司令部職員以下及同家族罹災者ノ救助ニ  
任スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 部内

写 二總軍、中国軍

船防作命第三〇号

船舶命令 八月七日〇六三〇  
宇 品

気象教育隊長八小坂見習士官以下三十九名ヲ陸上防衛隊長ノ指揮下ニ入ラシム  
ヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 気教隊、小坂見士、陸上防衛隊

写 二總軍、中国軍

船防作命第三一号

船舶命令 八月七日〇八〇〇  
宇 品

船舶倉庫長八衛生材料課主力ヲシテ向宇品ニ患者（火傷ヲ主トス）用衛生材料ニ単  
位ヲ集積シ補給セシムヘシ

細部ニ関シテ八軍医部長ヲシテ指示セシム

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 船倉

写 二總軍、中国軍

船防作命第三二号

船舶命令 八月七日〇七〇〇  
宇 品

- 一、広島市内二八未収用ノ患者尚多数アリ
- 二、教育船舶兵団長、船舶練習部長、船舶砲兵団長及野戦船舶本廠長ハ現在收容シアル患者ノ治療ヲ一時中止シ第一線ニ進出シ初療ノ普及ニ勉ムヘシ
- 三、船舶衛生隊長ハ現在收容患者ノ治療ヲ一時中止シ救護班三ケヲ船舶練習部長ノ指揮下ニ入ラシムヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 教船兵団、船砲兵団、野船本廠、船衛隊

写 二總軍、中国軍

船防作命第三三号

船舶命令 八月七日〇七五〇  
宇 品

- 船員教育隊長ハ将校ノ指揮スルーケ小隊（約五〇名）ヲ八月七日十時陸上防衛隊長ノ指揮下ニ入ラシムヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 船教、陸防

写 二總軍、中国軍

船防作命第三七号

船舶命令 八月七日一〇二〇  
宇 品

- 一、予八市ノ実施スル水道及電燈復旧工事ニ協力セントス
- 二、高橋伍長ハ水道復旧工事要員一三名電燈復旧工事要員二名ヲ指揮シ市役所ニ至リ市ノ実施スル工事ニ協カスヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達

写 二總、中国軍、谷口參謀

船防作命第三八号

船舶命令 八月七日一五〇〇  
宇 品

- 一、予八更ニ復旧対策兵カヲ強化セントス
- 二、村井部隊長ハ陸上勤務第二中隊ヲシテ長以下約一〇〇名ヲ宇品ニ差出サシメ陸軍船舶練習部長ノ指揮下ニ入ラシムヘシ  
又副官部救恤班ヨリ七名ヲ船舶管理部長ノ下ニ差出スヘシ



- 三、陸軍船舶練習部長及管理部長八前項部隊ヲ以テ更ニ現任務ヲ強化スヘシ
- 四、広島船舶隊長及野戦船舶本廠長八第二項部隊ノ井ノ口ヨリノ輸送ニ任スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 練習部、広島船舶隊、野船本廠、村井部隊、管理部

写 二總軍、中国軍、谷口参謀

#### 船防作命第三九号

船舶命令 八月七日一八〇〇  
宇 品

野戦船舶本廠長八速力ニ左記ノ通燃料ヲ船舶衛生隊長ニ交付スヘシ

左記

- 一、揮発油 四ドラム及副燃料 消火ポンプ井水汲上用トス
- 二、重油 五ドラム 死体火葬用トス
- 三、交付要領 似島ニ輸送交付トス

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 野船本廠

写 二總軍、中国軍、谷口参謀

#### 船防作命第四〇号

船舶命令 八月七日一七〇〇  
宇 品

野戦船舶本廠長八揮発油容器（一八立入）一〇〇個ヲ広島市内警防伝達用トシテ広島市長ニ輸送交付スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達（要旨電話）筆記

下達先 野船本廠

写 二總、中国軍、谷口参謀

#### 船防作命第四一号

船舶命令 八月七日一九一〇  
宇 品

- 一、予ハ一部兵力ヲ以テ第二總軍司令部ノ戦力ヲ急速ニ恢復セシメントス
- 二、船舶經理部長八長以下約一〇〇名ヲ以テ第二總軍司令部ノ戦力恢復工事ヲ実施スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 經理部

写 二總、中国軍、谷口参謀

船防作命第四二号

船舶命令 八月八日〇六〇〇  
宇 品

船舶衛生部教育隊長八野戦船舶本廠長ノ指揮ヲ受ケ西地区ノ救護ニ任スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 船衛教

写 二總、中国軍、谷口参謀

船防作命第四三号

船舶命令 八月八日〇六三七  
宇 品

船舶工兵第六聯隊補充隊長八西地区警備隊長ノ指揮ヲ受クヘシ

但シ小発動艇二隻（人員ヲ含ム）ヲ船舶管理部長ノ指揮ヲ受ケシムヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 船工六補

写 二總、中国軍、谷口参謀

船防作命第四四号

船舶命令 八月八日〇五三〇  
宇 品

一、予八本八日〇八〇〇戦闘司令所ヲ広島市庁ニ推進セントス

二、戦闘司令所ニ推進スル者ハ取敢ス左ノ如シ

左記

谷口参謀

山脇副官

参謀部 将校 二 兵器部 将校 一

” 下士官 三 経理部 ” 一

管理部 将校 一 軍医部 ” 一

” 下士官兵五 獣医部 ” 一

以上ノ他所要ニ応シ關係参謀其他ノ人員ヲ隨時推進ス

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 部内各部

写 二總、中国軍、谷口参謀

船防作命第四五号

船舶命令 八月八日〇七〇〇  
宇 品

船舶通信隊補充隊三原分屯隊ノ主力（高橋少尉以下五九七名）ハ自今教育船舶兵団長ノ指揮下ニ入ルヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 船通補三原分屯隊

写 二總、中国軍、谷口参謀

船防作命第四六号

船舶命令 八月七日一〇〇〇  
宇 品

一、東京第二造兵廠忠海製造所ヨリ大森軍医大尉以下十二名ノ救護班ヲ予ノ指揮下ニ入ラシメラル

配属期間八三日間トス

二、予ハ前項救護班ヲ以テ救護態制ヲ更ニ強化セントス

三、大森軍医大尉ハ部下救護班ヲ指揮シ日本赤十字社病院ニ位置シ救護ニ任スヘシ  
実施ニ当リテハ在広島電鉄株式会社内陸軍船舶練習部長ト密ニ連繫スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 要旨口達後印刷交付

下達先 大森軍医大尉

写 二總、中国軍、谷口参謀

船防作命第四七号

船舶命令 八月八日〇九〇〇  
宇 品

一、予ハ配属憲兵ヲ以テ臨時ニ広島戦災地域ノ復旧并軍秩強化ヲ促進セントス

二、友森憲兵大尉（下士官一ヲ附ス）ハ中地区警備隊長ノ板東憲兵大尉（下士官一ヲ附ス）ハ東地区警備隊長ノ目黒憲兵中尉（下士官一ヲ附ス）ハ西地区警備隊長ノ夫々指揮下ニ入り各地域内ノ戦災復旧并軍秩強化ニ任スヘシ

三、細部ニ関シテハ主任参謀ヲシテ指示セシム

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達後印刷交付（憲兵）

下達先 友森、板東憲兵大尉、目黒憲兵中尉

写 二總軍、中国軍、谷口参謀

船防作命第四八号

船舶命令 八月八日一〇〇〇  
宇 品

- 一、予八逐次到着セル部隊ヲ以テ戦災復旧態勢ヲ強化セントス
- 二、特別船舶工兵第五十二聯隊長八約一小隊（大発ニヲ附ス）ヲ船舶管理部長ノ又約一小隊（人員約五〇、舟艇ヲ附セス）ヲ船舶衛生隊長ノ指揮下ニ入ラシムヘシ爾余ノ主力ニ関シテハ別命ス

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 特設船工五十二、船衛隊、管理部

写 二總軍、中国軍、谷口参謀

#### 船防作命第四九号

船舶命令 八月八日一四三〇  
宇 品

- 一、予八新ニ到着セル救護班ヲ以テ戦災救護態勢ヲ強化セントス
- 二、病院船衛生第五十六班ヨリ差出セル救護班（軍医将校二衛生下士官二衛生兵一〇）ヲ直チニ似島ニ到ラシメ船舶衛生隊長ノ指揮下ニ入ラシムヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記後印刷配布

下達先 船衛隊、病衛五十六

写 二總、中国軍、谷口参謀

#### 船防作命第五〇号

船舶命令 八月八日一六〇〇  
比 治 山 神 社

- 一、特設船舶工兵第五十二聯隊長八主力ヲ以テ中地区警備隊長ノ指揮ヲ承クヘシ
- 二、中地区警備隊長八前号部隊ヲ以テ主トシテ救護ニ任セシムヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下 達 法 口達筆記

配布区分 特船工五二、西地区、教兵团、部内各部

写 二總軍、中国軍、谷口参謀

#### 船防作命第五一号

船舶命令 八月九日一〇二五  
宇 品

- 一、海上防衛隊長八「マキ」船五隻（人員トモ）ヲ本九日正午迄ニ向宇品ニ差出シ船舶倉庫長ノ指揮ヲ受ケシムヘシ
- 二、船舶倉庫長八前項舟艇ヲ以テ災害復旧用物資輸送ヲ実施スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 要旨電話後口達筆記

下達先 海上防衛隊、船倉

写 二總軍、中国軍

船防作命第五二号

船舶命令 八月九日一〇〇〇  
宇 品

独立高射砲第二十二大隊長八速力二自動貨車一（運転兵及所要燃料共）ヲ広島警備  
担任司令官ノ許ニ差出スヘシ

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 独立高射砲二十二大

写 二總軍、中国軍

船防作命第五三号

船舶命令 八月九日一二〇〇  
宇 品

- 一、予八宇品地区收容患者ノ整理并救護施設ヲ強化セントス
- 二、陸上防衛隊長八中地区防衛隊長ヲシテ宇品駅軍用ホーム收容患者約二〇〇名  
ノ似島ヘノ輸送ヲ実施セシムヘシ
- 三、野戦船舶本廠長八福正丸ヲ前項輸送間陸上防衛隊長ノ指揮下ニ入ラシムヘシ
- 四、広島支部長八現在患者ヲ收容シアル海岸上屋ニ対シ左記ニヨリ施設ヲ増強ス  
ルト共ニ照海神社附近ノ清掃ヲ実施スヘシ

左記

- 1、上屋側面ニ所要ノ囲ヲ施設ス
- 2、上屋附近ニ所要ノ便所ヲ増設ス

船舶司令官 佐伯文郎

下達法 口達筆記

下達先 陸防、本廠、広船、船衛

写 二總、中国軍、谷口参謀

〔付記〕本稿で紹介した史料の解釈，コンテキストについて，防衛  
研究所戦史研究センターの閲覧室担当者，同センター原剛氏，  
中国新聞記者西本雅実氏に御教示いただいた。記して謝意を申  
し上げる。

（あんどろ ふくへい 当館名誉館員）